

今後の児童館のあり方に関する基本方針（案）

～「子育てするなら北区が一番」の実現に向けて～

平成24年11月

東京都北区子ども家庭部

--- 目 次 ---

I	子どもたちの居場所	1
1.	児童館の現状	1
	(1) 子育て支援（子どもの育成機能）	
	(2) 子育て支援（子育て支援機能）	
	(3) 地域ネットワークづくり（地域活動促進機能）	
2.	子どもたちの居場所	3
	(1) 乳幼児	
	(2) 小学生	
	(3) 中高生	
II	児童館を取り巻く環境の変化	8
1.	子どもたちを取り巻く社会状況の変化	8
2.	児童館を取り巻く環境の変化	8
	(1) 児童館ガイドラインの策定	
	(2) 放課後子どもプランの実施	
	(3) 在宅で子育てをしている親子の居場所としての児童館	
	(4) 中高生の居場所としての児童館	
III	今後の児童館のめざすべき方向性	10
1.	乳幼児及び小学生の保護者、中高生が求めているもの	10
	(1) 乳幼児の保護者が求めているもの	
	(2) 小学生の保護者が求めているもの	
	(3) 中高生が求めているもの	
2.	子どもの居場所の再構築	12
	(1) 乳幼児親子の居場所	
	(2) 小学生の居場所	
	(3) 中高生の居場所	
IV	今後の児童館のあり方	13
1.	(仮称) 子どもセンター（乳幼児親子の居場所機能を中心とする児童館）	13
	(1) 乳幼児親子に対する支援	
	(2) 放課後子どもプランとの連携	
	(3) 子どもと子育て家庭を見守るネットワークの拠点	
2.	(仮称) ティーンズ・センター（中高生の居場所としての児童館）	15
	(1) 中高生専用ルームの確保	
	(2) 自己実現の場の提供	
	(3) 社会体験機会の提供	
	(4) 中高生が抱えている課題への対応	
	(5) 開館時間の延長	
3.	放課後子どもプラン	17
	(1) 事業概要	
	(2) 対象及び登録区分	

(3) 主な活動内容

4. (仮称) 子どもプラザ(総合的な子育て支援拠点)・・・・・・・・・・18

V 今後の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

1. 移行に向けた考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

2. 移行に向けたスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・19

3. 今後の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

(1) 人材面での課題

(2) 施設面での課題

(3) 財政面での課題

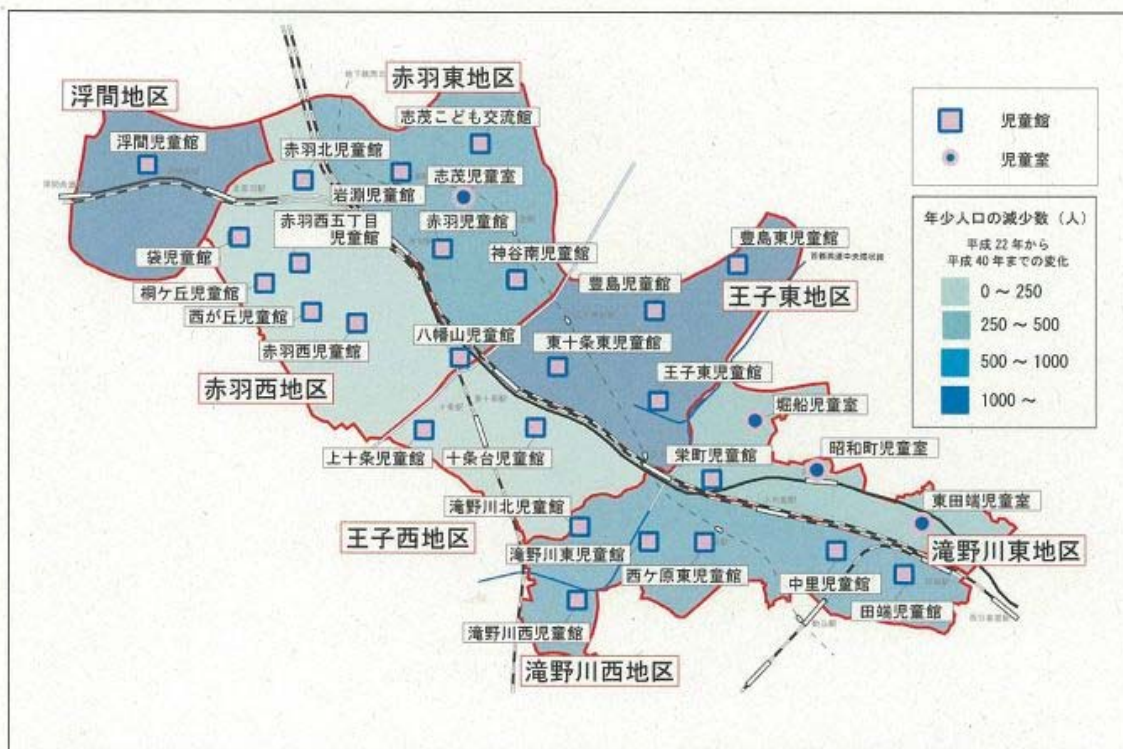
I 子どもたちの居場所

1. 児童館の現状

児童館は、児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設として、0歳～18歳までの児童に健全な遊び場を提供し、遊びを通して児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。

北区では、半径500mに1館設置することを基本に児童館を25館設置するとともに、児童館点在のすきまを埋めるために、地域の児童の遊び場として設置した北区独自の施設である児童室を4室設置している。

図 児童館配置図



また、児童館・児童室は、子どもの日々の生活の一部として、その健全育成を図り、子どもをめぐる環境を調整し、子どもの生活の中で生じうる問題の発生予防や、生じた問題の解決への支援を行うことが期待されており、具体的には以下のような機能と役割を担っている。

(1) 子育て支援（子どもの育成機能）

- ・子どもたちの健やかな成長に欠くことのできない「遊び」を保障する。
- ・子どもたちの安全に配慮し、自主的な活動を援助し、豊かな体験と遊びをとおして、運動能力・知的能力・情緒・社会性の発達を援助する。
- ・遊びを工夫・展開し、様々な生活体験をとおして、仲間づくりをすすめ、集団活動を援助する。さらに異年齢集団とのかかわりの中で自主的・組織的活動を援助し社会性や豊かな人間性を育てる。

(2) 子育て支援（子育て支援機能）

- ・地域・家庭の子育てを支援し、様々な環境にある子どもたちの保護、育成を図る。

- ・子育て家庭が必要としている多様なニーズに対応するための条件整備を行い、子どもたちの成長を援助する。
- ・専門的な対応が必要な家庭には、子ども家庭支援センターをはじめ関係機関と連携し、多面的に支えていく。
- ・「地域ぐるみの子育て」を目標に、地域全体で子育て家庭を支援し、子どもたちを育てていくという子育て環境づくりに取り組む。

(3) 地域ネットワークづくり（地域活動促進機能）

- ・地域社会と連携し健全育成をすすめるとともに、子育て家庭の孤立化を防ぎ、子どもたちが健やかに育つ地域づくりをすすめる。
- ・子どもたちが地域でのびのびと安心して過ごせるために、地域の大人、子どもにかかわる諸団体、機関と連携、協力して地域のネットワークを広げる。
- ・地域や子育て家庭、子育てサークルの活躍の場とする。
- ・児童館活動を理解し協力してくれるボランティアを育成し、活用する。

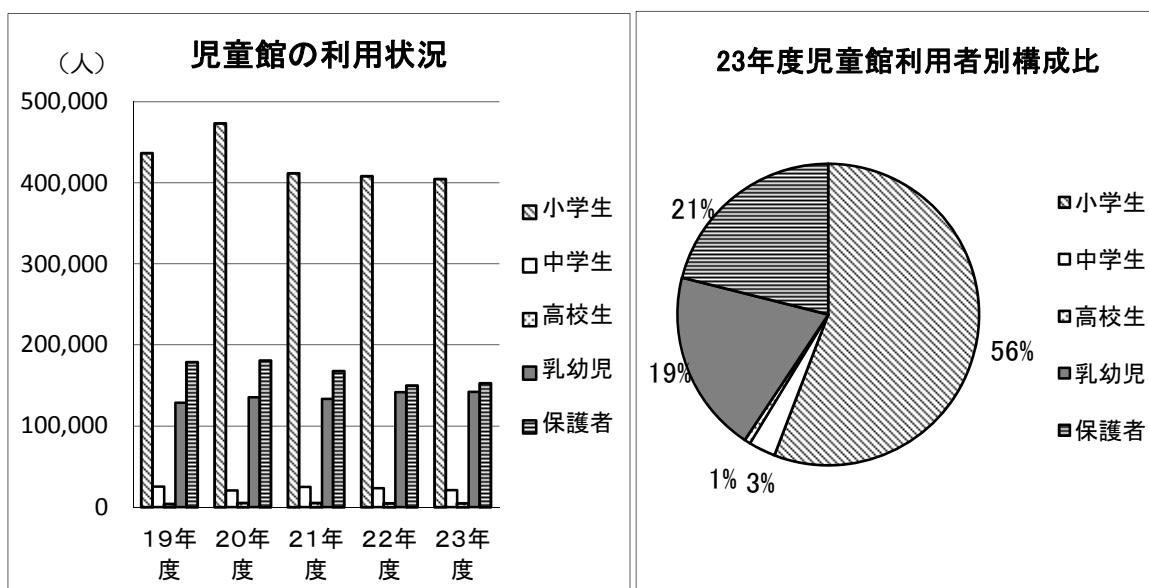
さらに、現在の児童館等の利用状況は以下のようになっている。平成 23 年度の児童館の利用者数に占める割合は、小学生が約 56%、乳幼児とその保護者が約 40%、中高生が約 4%等となっている。また、児童室でもほぼ同様の傾向が見られる。

ア) 児童館の利用状況（延べ人数）

（単位：人）

年 度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
小学生	436,805	473,407	411,940	408,378	404,657
中学生	25,136	20,486	24,717	23,375	20,853
高校生	3,940	4,890	4,881	4,869	4,683
乳幼児	128,674	135,477	133,409	141,507	142,185
保護者	178,876	180,602	167,630	149,927	152,722
合計	773,431	814,862	742,577	728,056	725,100

※平成 21 年度に利用者数の集計方法を変更し、全館統一の集計方法とした。

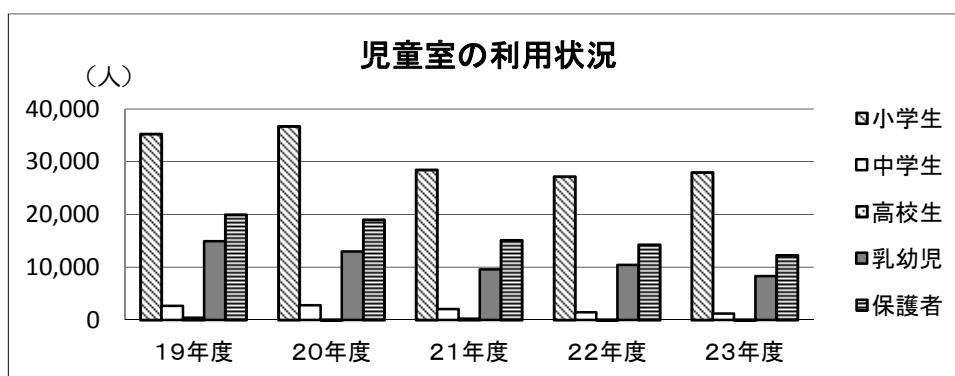


イ) 児童室の利用状況（延べ人数）

（単位：人）

年 度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
小学生	35,256	36,710	28,425	27,144	27,983
中学生	2,655	2,782	2,087	1,441	1,213
高校生	435	138	212	37	79
乳幼児	14,891	12,966	9,568	10,422	8,284
保護者	19,934	19,005	15,075	14,232	12,278
合計	73,171	71,601	55,367	53,276	49,837

※平成 21 年度に利用者数の集計方法を変更し、全館統一の集計方法とした。



2. 子どもたちの居場所

そこで、児童館等の利用対象者である0歳～18歳までの児童を、乳幼児、小学生、中高生に区分して、それぞれの対象者の公共施設における「居場所」について確認する。

(1) 乳幼児

① 児童館

児童館では、親の育児不安解消や交流の場の提供や仲間づくりをするために、親育ちサポート事業（NP プログラム）の実施や子育て相談活動、親子で体操・工作・リズム遊びなどを行う乳幼児クラブ活動を実施している。

また、子育て中の保護者が、気軽に子育てサークルに参加できる仕組みをつくり、子育てサークル活動などを支援している。



② 子ども家庭支援センター「育ち愛ほっと館」

区民に身近なところで子どもと家庭に関する問題に対応する機関として、子どもと家庭の総合相談事業、関係機関相互の連絡調整、乳幼児親子の居場所づくり等を実施し、地域で安心して子育てができる環境づくりを推進している。

育ち愛ほっと館は、児童虐待対策に取り組む先駆型子ども家庭支援センターと位置づけられ、北区における一義的な相談窓口として児童虐待の予



防と早期発見、見守りの強化を図り、子どもと家庭の総合相談として子育て・家庭の悩みなどの相談も受けている。

●育ち愛ほっと館利用者数 (単位：人)

年 度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
利用者数	25,605	29,357	28,832	30,184	30,214

※利用者数は、大人と子どもの合計人数

③保育園及び幼稚園

保育園は、保護者が働いているなどの何らかの理由によって保育に欠ける0歳から小学校就学前までの児童を預り保育することを目的とする施設であり、幼稚園は満3歳から小学校就学までの児童を保育し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設である。

また、区内の公私立保育園では、ふれあい給食・育児相談や季節の行事など、近隣の子どもたちとの交流事業を実施している。

区立幼稚園では、地域の未就園児と保護者を対象に、月数回「未就園児の会」を開催し施設を開放している。

私立幼稚園では、主に未就園児と保護者を対象に、地域開放事業や様々な未就園児への事業を実施している。

●乳幼児（就学前児童）の保育園・幼稚園通園児数 (単位：人)

歳 児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
保育園 ※1	411	843	950	929	915	908	4,956
区立幼稚園	—	—	—	—	166	153	319
私立幼稚園※2	—	—	—	957	1,028	926	2,911

※ 保育園児数は H23.4.1 現在、幼稚園は H23.5.1 現在。

※1 保育園は、認可・認証の合計

※2 私立幼稚園は、区内の児童が区内外を問わず私立幼稚園に通園している児童数。

(2) 小学生

①児童館

児童館では、児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、日常活動、クラブ活動、行事活動等の活動を行っている。また、青少年地区委員会と連携し地域の子育て環境を整備している。

日常活動……プレイルームを使った卓球やボール遊び、工作、読書など

クラブ活動…卓球クラブ、ダンスクラブ、お茶クラブなど

行事活動……児童館まつり、野外育成、天下・マンカラなどの各種大会、けん玉や竹馬などの各種検定、地域との共催行事、他館との合同行事（北区児童館卓球大会、発表のつどい、合同児童劇など）



②学童クラブ

①学童クラブの設置目的

学童クラブは、児童福祉法第6条の3に規定する、放課後児童健全育成事業として、児童の健全な育成を図ることを目的としている。対象は、区内の小学校に在籍する児童、区内に居住し区外の小学校に在籍する1年生から3年生までの児

童である。放課後帰宅しても保護者が就労などのため留守になる家庭、または疾病などの理由により昼間家庭で適切な保護ができない家庭の児童に、児童厚生施設などの施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図っている。



①学童クラブの設置状況

学童クラブは、児童館内に設置された育成室・地域内にある単独クラブ・学校内のクラブがあり、平成24年4月1日現在59クラブを設置している。地域による児童数の偏在が見られるため、定員を超えての受入や待機児童も若干発生している。そこで、ここ数年は毎年学童クラブを新設し、待機児童の解消に努めている。

設置場所	児童館内	単独クラブ	学校内	合計
クラブ数	17クラブ	11クラブ	31クラブ	59クラブ

②学童クラブの登録児童数

各年度4月1日現在の登録児童数は、下表のとおりとなっている。
(単位：人)

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録児童数	2,032	2,046	2,003	2,038	2,100
待機児童数	7	3	13	22	15

③放課後子ども教室

①放課後子ども教室推進事業の目的

放課後子ども教室推進事業は、実施校の全児童を対象に、地域の方々や保護者と協働し、小学校を会場にして放課後の安全で安心して過ごせる居場所を確保し、様々な体験・交流活動や学習機会を提供するもので、子どもたちを地域の中で支えていくとともに、地域の教育力向上を図ることを目的とする事業である。



②放課後子ども教室の実施状況

放課後子ども教室は、小学校全38校のうち、8校でモデル実施をしている。実施校は、なでしこ小（週4日）、滝野川小（週3日）、王子第五小（週3日）、清水小（週4日）、浮間小（週3日）、西ヶ原小（週5日）、神谷小（週3日）、滝野川第七小（週3日）である。

③放課後子ども教室の登録児童数等

平成24年7月1日現在の登録児童数等は、次頁のとおりとなっている。

学校名	なでしこ	滝野川	王五	清水	浮間	西ヶ原	神谷	滝七
在籍児童数(人)	487	541	245	74	484	189	302	38
登録児童数(人)	424	200	241	74	273	189	232	38
登録率	87%	37%	98%	100%	56%	100%	77%	100%
平均参加児童数(人)	64	30	33	28	50	59	28	21
参加率	18%	15%	14%	38%	18%	31%	12%	55%

※参加率は、登録児童数に対する平均参加児童数の占める割合のこと。

④地域寺子屋

地域寺子屋は、各地域ごとに設置された地域寺子屋運営委員会に委託して実施している。土曜日等を中心に、地域のボランティアや学校で教えている非常勤講師等が運営・指導して、子どもたちが安心して過ごせる居場所を作るとともに、子どもたちの学ぶ意欲に応えるため、宿題や復習、体験学習などを行なえる場所として全11カ所で寺子屋を運営している。



(児童館会場) 桐ヶ丘寺子屋、袋寺子屋、豊島東寺子屋

(小学校会場) 柳田寺子屋、滝二寺子屋、滝四寺子屋、浮間寺子屋、豊川寺子屋、東十条寺子屋、滝野川寺子屋、なでしこ寺子屋

※下線は放課後子ども教室として位置付けて実施している。また、東十条寺子屋は放課後子どもプランの位置付けで実施している。

●地域寺子屋利用実績（延べ人数） （単位：人）

年 度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
利用者数	13,977	13,462	14,893	14,951	11,280

⑤校庭開放

校庭開放は、実施校に設置された校庭開放運営委員会に委託して実施している。小中学校の校庭を学校教育に支障のない範囲で地域の青少年の遊び場、スポーツ活動の場として開放するもので、現在全小学校で実施している。中学校では1校でスポーツ開放を実施している。

学校によって、平日・土日など実施日が異なる。また、特別事業として学校を会場としたスポーツ大会や子どもまつりなどを実施している。

●校庭開放利用実績（延べ人数） （単位：人）

年 度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
利用者数	163,469	163,968	153,193	134,267	124,103

⑥放課後子どもプラン

①放課後子どもプラン事業の目的

子どもたちの総合的な放課後対策事業として、国は、平成19年度から文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業（以下「学童クラブ」という。）を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」を推進している。北区では、放課後における子どもたちの安全・安心で健やかな活動拠点（居場所づくり）



の充実を図るため、平成22年3月に策定した『北区基本計画2010』において、「放課後子ども教室」「学童クラブ」「校庭開放」の機能をあわせもつ総合的な放課後対策を推進することとした。

②放課後子どもプランの実施状況

平成24年度にはモデル事業として、東十条小学校において、「東十条放課後子どもプラン」を実施している。放課後子どもプランでは、学童クラブの登録要件を満たす児童を対象とする「学童クラブ登録」と、それ以外の児童を対象とする

「一般登録」という2区分の登録区分がある。

◎放課後子どもプランの登録児童数等

平成24年7月1日現在の登録児童数は、下表のとおりである。

名 称	東十条放課後子どもプラン
在籍児童数（人）	365
登録児童数（人）	302
一般登録	239
学童クラブ登録	63
登録率	83%
平均参加児童数（人）	104
参加率	34%

※参加率は、登録児童数（一般・学童）に対する平均参加児童数（一般・学童）の占める割合のこと。

(3) 中高生

①児童館

児童館では、中高生利用のための時間を設定するなど、児童館を地域の中高校生の居場所として提供し、プレイルームでの卓球やバスケットボール、音楽室での音楽活動など様々な活動のほか、児童館でのボランティア活動や児童館行事の企画・運営への参加を促し、地域の方々や児童館利用者などの多世代の交流の機会を創出している。



中高生は、友だち同士で来館し、卓球や天下（ドッチボール）、バスケットボールなどプレイルームを使った遊びやゲーム、友だちとのおしゃべりだけでなく、利用目的の約1割は児童館職員とのおしゃべりや相談などでも来館しており、友人や学校や家庭での悩みの相談や思春期特有の相談や恋愛相談などにも応じている。

また、指定管理者による運営を行っている児童館では、中高生の活動時間に合わせ、週2日以上中高生タイムとして、午後7時までの開館時間の延長をしている。

さらに、志茂子ども交流館は、区内の児童館としては大規模な児童館で、ミニバスケットボール仕様の広いアリーナや音楽室を設置しており、中高生の利用が区内の広範囲に渡り、多くの中高生が来館している。

しかしながら、北区の場合、全体の来館者数に占める中高生の割合は4%に満たない状況である。一方、中野区では、児童館の小学生への支援機能を学校内に移し、「キッズ・プラザ」として全児童対策を実施することと並行して、児童館内に乳幼児専用室の設置や中高生の専用ルームの設置、開館時間の延長などの機能変化を実施している。このことにより、乳幼児及び中学生の利用が著しく増加している。杉並区の「ゆう杉並」、豊島区の「中高生センタージャンプ」などの中高生の利用に特化した施設や品川区のように児童センター内に中高生が自由に過ごせる「TEEN'S PLAZA」を設置している自治体など、公共施設における中高生専用の居場所を確保していこうとする取り組みが増えている状況である。

②部活動

各学校では多くの部活動が実施されている。部活動は新学習指導要領において、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」とされた。現在は、少子化に伴い部員確保が困難であることや教員数の減少などにより部活動の維持が困難な状況にある。そこで、部活動の休・廃部を防止するために、地域などの指導者の協力を得て、部活動を支援している。

③中央図書館「YAスペース（中高生世代）」

中央図書館では、YA（中高生世代）の読書活動の支援のため、YAスペースを設置している。中高生世代に人気のある本、役立つ本を揃えているほかYAルームを2室設け、中高生世代の読書環境の整備に努めている。

Ⅱ 児童館を取り巻く環境の変化

1. 子どもたちを取り巻く社会状況の変化

少子化、核家族化、女性の社会進出による共働き家庭の増加、景気の後退に伴う経済環境の変化などにより、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化している。

核家族化や家庭と地域との関係の希薄化は、子育ての孤立化をもたらし、子育てに不安感を持つ親や精神的に不安定な状況で子育てをする親が増えている状況にも影響を及ぼしている。身近な地域に子育てについての相談ができる相手がいないことが、家庭の養育力の低下や児童虐待件数の増加などにも繋がっていると推察される。

一方で、社会経済状況の大きな変化や景気の後退は、保護者の働き方にも影響を及ぼしている。働き方の多様化に伴い、保育園や学童クラブに対する期待も大きくなっており、特に保育園などには、延長保育や夜間保育、病児・病後児保育などの様々なサービスも求められている。

また、平成13年6月に発生した大阪教育大学付属池田小学校事件以降も、子どもが被害者になる事件は後を絶たない。北区においても、「安全・安心」快適戦略を掲げ、犯罪や事故に対する不安が少なく、安全・安心に生活できるまちを目指した様々な事業を展開している。

さらに、連日報道されているいじめや不登校などの問題も大きな社会問題となっている。そうした問題の背景として、地域の中に多様な活動の場があり、地域の多様な人間関係の中で育ってきた世代に比べ、現在の子どもたちは、放課後の過ごし方も変化し、「テレビやビデオを見る」「テレビゲーム・パソコンをする」など家の中で過ごすことが増えていることから、情緒を育み、コミュニケーション能力を磨く機会が減ったことも要因の一つとなっていると考えられる。

このように、子どもたちや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化している。こうした変化の中で、子どもや子育て家庭の視点に立ち、家庭・地域・子どもに関わる全ての施設が協力して、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つための環境をつくり、子育てと子育てを支える地域社会を創り出すことが重要である。

2. 児童館を取り巻く環境の変化

(1) 児童館ガイドラインの策定

平成23年3月、厚生労働省により児童館ガイドラインが策定された。これは、これまで明確な指針がなかった児童館の運営や活動について、地域の期待に応える

ための基本的事項を示し、望ましい方向を目指す理念となるものである。ここでは、児童館の役割や機能として、発達の推進、日常の生活の支援、問題の発生予防・早期発見と対応、子育て家庭への支援、及び地域組織活動の育成を5つの柱とし、子どもの日々の生活の一部として、その健全育成を図り、子どもをめぐる環境を調整し、子どもの生活の中で生じうる問題の発生予防や、生じた問題の解決への支援を行うことが期待されている。

(2) 放課後子どもプランの実施

北区では、放課後における子どもたちの安全・安心で健やかな活動拠点（居場所づくり）の充実を図るため、平成22年3月に策定した『北区基本計画2010』において、全小学生を対象にした「放課後子ども教室」「学童クラブ」「校庭開放」の機能をあわせもつ総合的な放課後対策事業として、「放課後子どもプラン」を全小学校で実施することとした。

このことにより、小学生の安全・安心な活動拠点として、小学校内に新たに居場所が設置される。小学校では、校庭や体育館などの広いスペースを活用したダイナミックな遊びが展開できたり、放課後子どもプランの専用ルームを活用した学習支援や工作活動なども可能となることから、小学生の放課後の生活パターンが大きく変化することが予想される。

また、放課後子どもプランの実施に伴い、児童館内の育成室（学童クラブ）などは学校内に移転することから、児童館における小学生同士の交流の機会は減少することが見込まれる。

(3) 在宅で子育てをしている親子の居場所としての児童館

乳幼児とその保護者の利用は、ここ数年増加傾向にあり、特に在宅で子育てをしている0歳～2歳の利用増が顕著である。また、各児童館で実施している乳幼児クラブなども定員を超える応募がある状況である。乳幼児の利用が多い児童館の傾向としては、乳幼児専用室を備え、親子で1日ゆっくり過ごせる場所が確保されている児童館に利用が集中していることから、そうした施設環境が求められている。

また、地域にある児童館は、身近な場所で気軽に子育てに関する相談ができる場としても期待されている。

さらに、児童虐待件数が増加傾向にある中で、児童館には、地域の中の身近な施設として、問題が顕在化する前の発生予防的な対応や、問題が軽微なうちの早期発見、解決に向けた活動、問題が深刻な場合の専門機関との連絡・調整などのケアワークも求められている。

(4) 中高生の居場所としての児童館

中高生世代の地域の中での居場所は限られている。中高生世代と地域との関係、地域・家庭・学校の関係が希薄になりつつある中で、中高生世代の成長を見守り、自立を促すためには、中核となる「居場所」と成長のきっかけとなる“社会参画の機会”“職業や社会情勢に触れる機会”の提供、そして“成長を継続的に見守る仕組み”が必要であり、地域の中の身近な施設である児童館には、中高生世代の「居場所」としての役割が求められている。

また、児童館は児童福祉施設として、子どもたちを取り巻く人間関係や家庭・学校・地域における生活状況を推測しながら、家庭環境や交友関係に恵まれない状況や思春期的課題、不登校・いじめなどの状況を察知し、子どもたちがそれを乗り越

える手助けをすることも期待されている。

Ⅲ 今後の児童館のめざすべき方向性

1. 乳幼児及び小学生の保護者、中高生が求めているもの

今後の児童館のめざすべき方向性を定めるにあたり、乳幼児親子、小学生及び中高生が地域の中に何を求めているのかが重要である。そこで、これらのニーズを把握するために、平成 20 年度に実施した「次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート調査」結果や平成 19 年度に実施した「北区中高生意識調査」結果が参考となる。

(1) 乳幼児の保護者が求めているもの

乳幼児の保護者は、地域で安心して子育てをするために何を求めているかは、平成 20 年度に実施した「次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート調査」から読み取れる。

アンケート調査では、「安心して子育てをするために地域の取り組みで必要なこと」との問いに対し、回答割合が高い順に、「子育て中の親子が集まったり遊べる場を増やす」、「子どもと親と一緒にできる活動を増やす」、「子育て中の人や子育て経験者が身近に集まれる場や仕組みをつくる」となっている。

3歳以上の保護者では、「子どもの安全や非行防止の活動をする」との回答が、「子育て中の人や子育て経験者が身近に集まれる場や仕組みをつくる」を上回る結果が出ている。これは、3歳以上の保護者は、保育園や幼稚園での保護者同士の繋がり（ネットワーク）が構築されているためではないかと推察される。

■ 安心して子育てをするために地域の取り組みで必要なこと（複数回答）

〈就学前児童〉

（単位：人、％）

	件数	子育て中の人や子育て経験者が身近に集まれる場や仕組みをつくる	子育て中の親子が集まったり遊べる場を増やす	子育てサークルなどの自主的な活動がしやすい仕組みをつくる	ボランティアが活動しやすい環境をつくる	子どもと親と一緒にできる活動を増やす	子どもの自主的な活動を育成・支援するために、地域の団体などが連携する	子どもの安全や非行防止の活動をする	学校や保護者、地域の人たちが協力し、子どもの安全や非行防止の活動をする	その他	特に必要ない	無回答
全体	787	45.2	61.4	18.2	10.0	48.3	24.8	42.7	5.1	2.4	2.2	
0歳	264	52.7	68.2	22.7	9.8	53.0	25.0	41.7	3.8	1.9	2.3	
1歳	140	47.1	67.1	21.4	8.6	47.9	17.9	32.9	5.0	0.7	2.1	
2歳	97	49.5	63.9	16.5	12.4	49.5	29.9	47.4	9.3	6.2	1.0	
3歳	98	40.8	53.1	12.2	10.2	51.0	26.5	44.9	4.1	1.0	4.1	
4歳	84	28.6	47.6	9.5	8.3	38.1	19.0	47.6	2.4	4.8	2.4	
5歳	97	36.1	51.5	17.5	10.3	41.2	30.9	48.5	6.2	1.0	1.0	

こうした調査結果から見ても、児童館が本来果たすべき役割（子育て支援・子育て支援・ネットワークづくり）と乳幼児の保護者が求めている必要な取り組みはほぼ一致している。

乳幼児親子への支援として、子育ての孤立の防止や子育てに対する不安感の解消を主な目的とした居場所が必要であり、今後の児童館に期待される役割は、具体的

には、以下のように整理できる。

- ①2歳児以下の乳幼児及びその保護者に対する支援
 - ・子育て支援（乳幼児活動、乳幼児クラブ、居場所・遊び場など）
 - ・子育て支援（親育ちサポート、子育て相談など）
 - ・ネットワーク形成支援（子育てサークルの育成など）
- ②3歳児以上の幼児及びその保護者に対する支援
 - ・子育て支援（居場所・遊び場など）
 - ・ネットワーク形成支援（児童館ネットワーク事業など）

(2) 小学生の保護者が求めているもの

前述の「次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート調査」の「安心して子育てをするために地域の取り組みで必要なこと」との問いに対し、小学生の保護者の回答は、「学校や保護者、地域の人たちが協力し、子どもの安全や非行防止の活動をする」が一番多い。これに続き、「子育て中の親子が集まったり遊べる場を増やす」、「子どもと親と一緒にできる活動を増やす」、「子どもの自主的な活動を育成・支援するために、地域の団体などが連携する」が続く。

この結果から、小学生については、児童の健全育成や安全・安心な居場所の確保が求められていると言える。

こうした児童の健全育成機能や安全・安心な居場所の確保は、これまで児童館や学童クラブが担ってきたところであるが、全小学校に展開していく放課後子どもプラザが、これらの機能を引き継ぎ、地域の子どもは地域の中で育てることを基本に運営していくことが望ましい姿である。

■ 安心して子育てをするために地域の取り組みで必要なこと（複数回答）

〈就学児童〉

（単位：人、％）

	件数	子育て中の人や子育て経験者が身近に集まれる場や仕組みをつくる	子育て中の親子が集まったり遊べる場を増やす	子育てサークルなどの自主的な活動がしやすい仕組みをつくる	子どもと親と一緒にできる活動を増やす	ボランティアが活動しやすい環境をつくる	子どもと親と一緒にできる活動を増やす	子どもの自主的な活動を育成・支援するために、地域の団体などが連携する	学校や保護者、地域の人たちが協力し、子どもの安全や非行防止の活動をする	その他	特に必要ない	無回答
全体	784	31.1	46.3	13.3	15.7	39.8	33.5	58.7	3.1	3.8	2.9	

(3) 中高生が求めているもの

平成20年2月に実施した「北区中高生意識調査」によると、「今後つくる施設に求めるもの」との問いに対しては以下のような回答が得られている。「友人と雑談や飲食ができるスペース」、屋内外の「気軽にスポーツができる」、「早朝や夜遅くまで利用できる」、「気軽に勉強や読書ができる」などを求めている。つまり、こうした中高生世代の要望を満たしている施設がないという裏返しでもあると考えられる。

児童館は、これまでも中高生の利用促進に積極的に取り組んできた。しかしながら、中高生が求めている施設とは必ずしも合致していなかったこともまた事実である。そこで、児童館が地域の中での中高生の価値ある「居場所」として機能していくために、中高生に対する支援を強化した新たな児童館を模索していく必要がある。

問：今後、中学生・高校生が利用できる施設をつくるとしたら、あなたはどのようなことができるかと思えますか。（複数回答）

項目	回答率
友人と雑談や飲食ができるスペースがある	48.1%
気軽にスポーツができる（屋内）	43.1%
早朝や夜遅くまで利用できる	42.2%
気軽にスポーツができる（屋外）	36.0%
気軽に勉強や読書ができる	32.1%
パソコンやインターネットができる	29.4%
宿泊ができる	26.8%
音楽が気兼ねなくできる	24.7%
職業の体験ができる	19.3%
色々な人と交流ができる	15.2%
料理や手工芸など趣味の活動ができる	12.9%
ダンスができる	11.2%
スケートボードやローラースケートができる	11.0%
自分たちで自主的に企画運営ができる	6.2%
その他	2.7%
特になし	8.9%
無回答	1.5%

2. 子どもの居場所の再構築

(1) 乳幼児親子の居場所

居場所が必要な乳幼児親子は、保育園や幼稚園に通園していない、主に在宅で子育てをしている家庭の乳幼児とその保護者である。

また、現在の児童館の乳幼児及び保護者の利用者数は、1日当たり1館平均40人（20組）を超える。こうした乳幼児親子を常時受け入れ、乳幼児保護者の要望を実現するためには、保育園や幼稚園などの既存の就学前施設では物理的な面や施設の性格からも非常に困難である。

そこで、こうした就学前施設ではなく、乳幼児親子が一日中のんびりと遊んで過ごし、親子と一緒にできる活動なども行っていく場が必要である。また、同じような環境の親子同士のネットワークが作れるようなきっかけや地域の子育て経験者と接することができるような仕組みを構築していく必要がある。さらに、家の中に閉じこもりがちな乳幼児親子が足を運びやすい場所に設置されていることも求められている。

その乳幼児支援の拠点となる施設が“新たな児童館”であり、そこが中核となつて、保育園や幼稚園、子ども家庭支援センター「育ち愛ほっと館」等と連携し、乳幼児親子に対する支援・調整機能を果たしていくことが望まれる。

(2) 小学生の居場所

小学生にとっては、「放課後子どもプラン」という安全・安心な新たな活動場所が各小学校で確保される。小学校では、校庭や体育館などの広いスペースを活用したダイナミックな遊びや、放課後子どもプランの専用ルームを活用した学習支援や工作活動なども可能となる。そこに児童の健全育成機能を付加すれば、子どもたちにとっては快適な生活空間となる。

また、放課後子どもプランは、全小学生を対象とする「放課後子ども教室」、「学童クラブ」、「校庭開放」及び「地域寺子屋」の機能を併せ持つ事業であることか

ら、小学生にとって魅力ある事業を展開することが可能となる。

このことにより小学生の放課後の生活パターンは大きく変化し、小学生の活動場所が児童館から放課後子どもプランへとシフトしていくことが予想される。

そのため、放課後子どもプランでは、これまで児童館が担ってきた児童の健全育成機能も併せ持った事業となることが望まれる。

(3) 中高生の居場所

中高生の地域の中の居場所は限られているが、児童館はその限られた居場所の一つとなっている。中高生にとっても、安心してくつろげる場、いつでも気軽に足を運べるような場、音楽やスポーツなど共通の趣味を待つ仲間が集い、交流できる場は必要である。

そこは、中高生が自主的・主体的に様々な活動ができる場であり、中高生世代の育ちを見守るとともに、成長を支援し、さらに中高生世代と地域とを結ぶコーディネートができる大人がいる場である必要がある。

また、社会体験や機会の提供として、地域の中で子どもたちのリーダーとして活動したり、地域のボランティアとして活動したりできるよう支援する仕組みも必要である。

中高生にとって利用しやすい施設環境を整えるために、開館時間の延長、中高生専用ルームや大規模なプレイルーム（アリーナ）の設置、音楽室の設置などを検討するとともに、「児童館」という名称についても、中高生世代にとって親しみやすい名称に変更するなどの工夫も必要である。

IV 今後の児童館のあり方

1. (仮称) 子どもセンター（乳幼児親子の居場所機能を中心とする児童館）

現在の児童館の大半は、乳幼児親子が1日ゆっくり過ごせる居場所を提供することを基本に、乳幼児の健全育成機能、相談事業などの支援機能を強化した「(仮称)子どもセンター」(乳幼児対応児童館)に移行していく。

乳幼児親子の行動範囲は広く、複数の児童館に及んでいる状況も見られる。一方で、家にとじこもりがちで親子が利用しやすい環境を整える必要もあるため、「(仮称)子どもセンター」は、ベビーカーを押しながら徒歩で概ね15分程度の距離に1か所を基準に設置していく。

小学生の健全育成機能は、基本的には全校で実施予定の放課後子どもプランに移行するが、「(仮称)子どもセンター」が近隣の放課後子どもプランと連携し、小学生の健全育成に係る支援を積極的に行っていく。また、放課後子どもプランや小学校自体に馴染めない児童、何らかの事情で放課後子どもプランに参加できない児童に対する支援についても担っていく。(小学生特例対応)

さらに、これまでの児童館が築いてきた地域との繋がりを継承し、子どもと子育て家庭を見守る地域ネットワークの拠点としての役割も引き続き果たしていく。

(1) 乳幼児親子に対する支援

① 乳幼児親子専用室の確保

現在の児童館で、乳幼児親子専用室を設置している児童館は半数に満たない。そ

のため、小学生の来館がない午前中が利用の中心となっている。そこで、(仮称)子どもセンターでは、乳幼児親子が、1日のんびりとくつろげる乳幼児親子専用室を確保する。乳幼児親子専用室は、放課後子どもプランの実施により、学童クラブが小学校内に移転することとなるため、児童館内の育成室を乳幼児親子専用室として活用する。

②乳幼児活動の充実

現在、週2～3回程度実施している乳幼児クラブを拡充し、これまで休止していた小学生の長期休業期間中(春、夏、冬休み中)も含め、月曜日から金曜日の毎日実施していく。また、乳幼児クラブでは、乳幼児の成長に合わせたきめ細かい多様なメニューを提供していく。

③相談事業

子育てに関する不安を解消し、子どもの健全育成を支援するために、臨床心理士などの専門相談員による子育て相談を、拠点となる児童館7館で実施してきたところである。専門相談員による子育て相談は、引き続き実施するとともに、可能な限り相談日の増加に努め、各館においても「館長相談日」を週1回程度設けるなど、相談事業の充実に努める。

また、健康いきがい課と連携し、保健師、栄養士などの保健スタッフによる「育児相談・子育てトーク」についても、全ての「(仮称)子どもセンター」での実施に向け、検討する。

④妊産婦(プレママ)対象事業

同じ環境にある妊産婦の妊娠や出産に対する不安を和らげ、妊娠による運動不足の解消を図るとともに、妊産婦の仲間づくりを支援する新たな事業を実施する。また、妊産婦時から足を運んでいただくことで、出産後の利用の促進を図る。

⑤交流・参加型事業

上記の他にも、乳幼児親子、特に在宅で子育てをしている家庭の孤立感の解消や児童虐待の未然防止を図ることに資する取り組み、祖父母世代や地域との交流事業などを積極的に展開していく。

また、NPプログラムなどワークショップ型の親支援プログラムを引き続き開催するとともに、父親向けのNPプログラムの実施についても検討する。

さらに、乳幼児クラブやNPプログラムに参加する保護者同士を繋げ、子育て家庭同士の交流の場の提供や交流イベントの実施などを検討する。

(2) 放課後子どもプランとの連携

①放課後子どもプラン実行委員会や放課後子どもプラン事業実施者の相談窓口

放課後子どもプランでは、放課後の児童の安全・安心な居場所の提供だけではなく、これまで児童館で展開してきた遊びを通じた児童の健全育成、遊びの拠点としての機能、卓球・ダンスクラブ・お茶クラブなど各児童館で実施してきた特色あるクラブ活動などを担うこととなる。また、日常生活の中で、児童が抱える可能性のある問題の発生を予防し、問題が発生した時に学校や家庭と連携して対応することや、児童虐待などを早期に発見し、専門機関と連携して対応するなど担うこととなる。現在の児童館職員はこうしたノウハウを備えていることから、実行委員会や放課後子どもプラン事業実施者の相談窓口としての機能を果たしていく。

②小学生の健全育成に係るノウハウの提供

児童の健全育成に係るノウハウは、多くの児童館職員・学童クラブ職員が兼ね備えている。そこで、放課後子どもプランにおける育成技術の向上や様々な遊びの技術の提供などを目的に、(仮称)子どもセンターが中心となって、合同研修を実施する。

③(仮称)子どもセンター・放課後子どもプラン・地域との合同行事の実施

放課後子どもプランは、地域の中で地域の小学生を見守る機能を有する。地域の一員である(仮称)子どもセンター・放課後子どもプランが地域と連携し、地域ぐるみの行事を展開していく。その際、(仮称)子どもセンターが、放課後子どもプランと地域の橋渡しの役割を果たしていく。

(3) 子どもと子育て家庭を見守る地域ネットワークの拠点

①(仮称)子どもセンターを拠点とするネットワークの構築

①保護者と子育てアドバイザー(民生委員・児童委員)などの地域の方を繋ぐネットワークを構築する。

②保護者と保育園・幼稚園・学校などの地域の子どもの関連施設を繋ぐネットワークを構築する。

③周辺の小学校で実施している放課後子どもプランや学校・地域と連携したネットワークを構築していく。

④乳幼児親子と就学後に利用する放課後子どもプラン及び学校と連携した、小学校への接続に配慮した新たなネットワークを構築していく。

⑤放課後子どもプランや学校に馴染めない児童や特に配慮が必要な児童への対応を中心とする放課後子どもプラン、学校、子ども家庭支援センター、及びその他の児童福祉施設等を繋ぐネットワークを構築する。

②地域(複数の(仮称)子どもセンター)を単位とするネットワークの構築

①地域的な繋がりが強い地域にある複数の(仮称)子どもセンターが連携し、「地域の子どもは地域で育てる」ことを目標に、学校ファミリー構想におけるサブファミリーとの連携を図り、地域全体で子育て家庭を支援していくネットワークを構築していく。

②地域と子育て家庭、地域と中高生を繋ぎ、地域の中での顔見知りを増やし、見守り活動を進め、地域ぐるみの安全・安心のネットワークづくりを充実していく。

2. (仮称)ティーンズ・センター(中高生の居場所としての児童館)

「(仮称)ティーンズ・センター」では、中高生の居場所の提供、健全育成、発表の場やティーンズ・センター事業への参画機会の創出、及び社会体験機会の提供などの事業の強化を図る。

現在の児童館を利用している中高生は、小学生まで利用していた児童館を継続的に利用している傾向にある。一方で、広いアリーナや音楽室などを兼ね備えた志茂子ども交流館や中高生タイムを実施し夜7時まで開館している指定管理者の運営による児童館では、比較的広範囲からの中高生の利用があることから、中高生の居場所機能及び支援機能を強化する「(仮称)ティーンズ・センター」を概ね2中学校区に1か所程度設置し、「(仮称)子どもセンター」内に置くものとする。

また、中高生の利便性の向上を図るため、開館時間の延長や中高生専用ルームの設

置、専用時間帯の設定など、施設面でも可能な範囲で柔軟に対応する。

乳幼児親子の利用がなくなる時間以降は、専用ルーム以外も中高生に開放し、タイムシェアリングによる利用を図り、(仮称)子どもセンターの施設の効率的な利用を促進していく。

さらに、思春期にあり、様々な課題を抱えている中高生の対応には、専門的な知識を有する人材が必要である。職員配置については適材適所の配置に努めるとともに、職員への研修によるさらなる資質の向上を図る。

(仮称)ティーンズ・センターでは、以下のような取り組みを行っていく。

(1) 中高生専用ルームの確保

現在の児童館は、中高生の専用ルーム等が確保されていないため、乳幼児、小学生、中高生の活動が混在している状況にある。そこで、(仮称)ティーンズ・センターでは、中高生専用ルームを確保するとともに、部屋のタイムシェアリングの考え方を採用し、中高生の活動に適したスペースや学習や読書が可能なスペースなども確保していく。

(2) 自己実現の場の提供

中高生世代が、自主的・主体的に様々な活動ができるよう、中高生会議等を設置し、企画から運営までを中高生自身が担う事業を積極的に実施していく。また、日常活動の中でも自己実現が図られるよう見守り、必要な支援を行う。

(3) 社会体験機会の提供

中学校や高校と連携して、就業体験及びボランティア体験などの場として、引き続き、中高生の積極的な受け入れを行っていく。また、地域の中で子どもたちのリーダーとして活動したり、地域のボランティアとして活動したりできるよう支援する取り組みを強化していく。

また、兄弟姉妹のいない家庭が多い状況にあることや兄弟姉妹がいてもそれ以外の赤ちゃんと遊んだ経験が「ぜんぜんない」、または「あまりない」と回答した中高生が1/3以上(次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート調査より)に上る。将来、家庭を持ち親になる中高生世代に対しても、子どもを産み育てることの意義や子どもや家庭の大切さを理解できるよう、乳幼児との合同行事の実施や乳幼児とのふれあい活動なども積極的に展開していく。

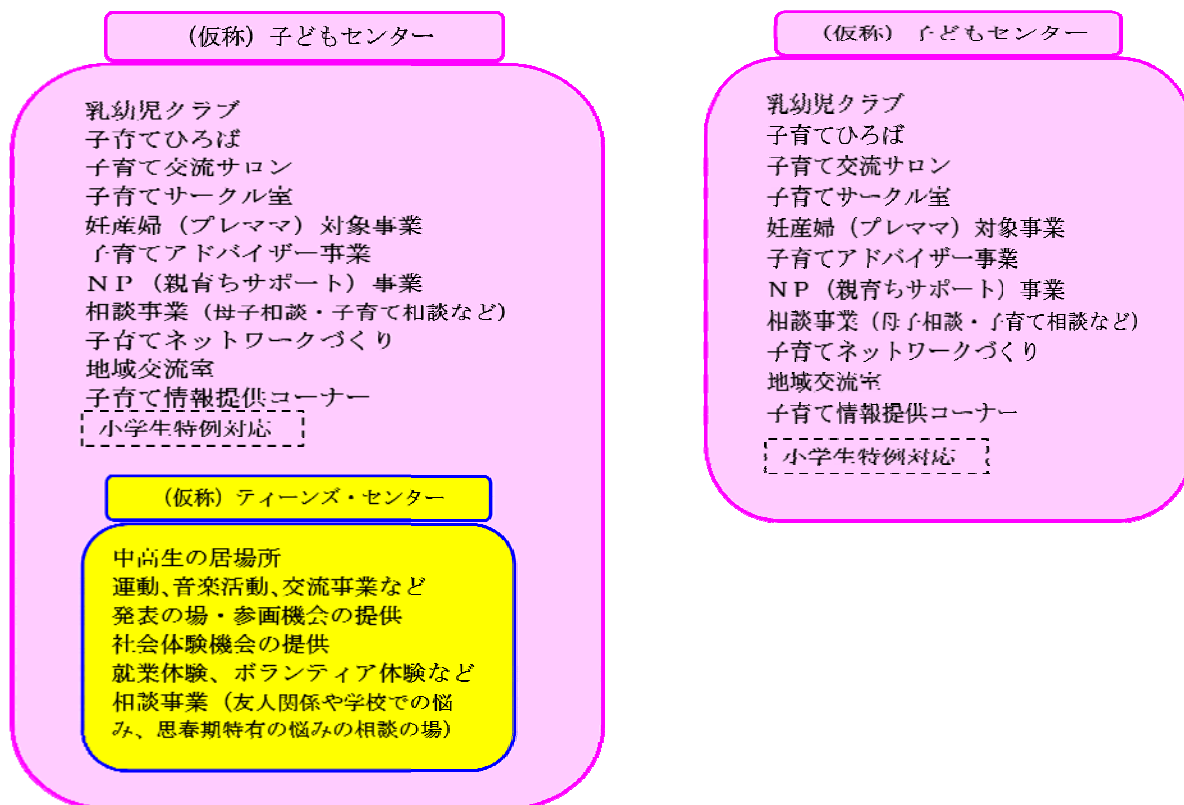
(4) 中高生が抱えている課題への対応

交友関係や家庭環境、思春期特有の課題、不登校・いじめなどの何らかの課題を抱えている中高生も多い。こうした課題を早期に発見し、子どもたちがそれを乗り越えられるような手助けや、抱えている課題が深刻な場合の関係機関と連携、専門機関との連絡・調整役を担っていく。

(5) 開館時間の延長

中高生の活動可能な時間帯は、授業時間の関係もあり、小学生に比べ遅い時間帯となる。そこで、中高生の活動時間に合わせた、開館時間の設定が必要である。現在、指定管理者に運営を委託している児童館や志茂子ども交流館では、週2回以上、中高生タイムとして午後7時まで開館している状況があることから、それを踏まえて開館時間の延長を検討していく。

(仮称) 子どもセンター及び(仮称)ティーンズ・センターイメージ図



3. 放課後子どもプラン

放課後子どもプランは、放課後における子どもたちの安全・安心で健やかな活動拠点（居場所づくり）の充実を図るため、平成24年度よりモデル事業として、東十条小学校における「東十条放課後子どもプラン」を開始し、平成31年度を目途に全小学校で実施していく計画となっている。

小学生の居場所は、これまで放課後の居場所の一つであった25箇所の児童館から、校庭や体育館を活用したよりダイナミックな遊びや、学校施設を活用した特色ある事業を展開できる全小学校へと広がっていく。また、放課後に学校の中で引き続き遊べる環境が整うことから、子どもたちの事故や事件などのリスク回避にもつながり、これまで以上に安全・安心が確保できる。

児童館の活動は、本来「児童館」という建物内にとどまるものではないことから、児童館活動の場所を放課後子どもプランに広げるものと言いうことができる。したがって、放課後子どもプランでは、子どもたちに遊びや学習、体験活動など様々な活動の機会を提供するとともに、児童の健全育成に資する取り組み等の対応も図っていく。

放課後子どもプランは、これまで児童館が担ってきた小学生の健全育成機能等を担うこととなるため、様々な場面で、(仮称)子どもセンターとの連携した事業展開が求められる。

放課後子どもプランの事業概要等については、以下のとおりである。

(1) 事業概要

放課後や夏休みなどの長期休業期間に、子どもたちが地域の大勢の大人たちや専任の指導員に見守られ、ふれ合いながら、安心して伸び伸びと放課後の時間を過ごせる活動場所（居場所）、生活の場を提供する。

放課後子どもプランでは異年齢児童の交流を図り、宿題や補習・復習などの学習活動、体験学習、校庭や体育館での遊びやスポーツなどが体験できる。

また、放課後子どもプランが小学生の居場所の中心となることから、日常生活の中で、問題の発生を予防するとともに、問題が軽微なうちの早期発見、問題が発生した場合の学校や家庭、関係機関や専門機関と連携した対応などを担う。

(2) 対象及び登録区分

放課後子どもプランは、当該小学校に在籍する児童及び当該小学校通学区域に居住する児童を対象としている。登録区分は、1年生から6年生を対象とする「一般登録」と保護者が就労等で昼間留守になる家庭の1年生から3年生までを対象とする「学童クラブ登録」の2種類ある。

(3) 主な活動内容

- ①宿題や補習・復習等の学習活動、体験活動（共通）
- ②校庭や体育館での遊びやスポーツ（共通）
- ③地域の特色を活かしたクラブ活動（共通）
- ④基本的な生活習慣や自立に向けた力を身に付ける援助（学童クラブ登録）
- ⑤家庭との日常的な連絡や情報交換（学童クラブ登録）

4. (仮称) 子どもプラザ（総合的な子育て支援拠点）

「(仮称) 子どもプラザ」については、子どもの発達や子育てに関する不安の解消に対応する総合的な子育て支援拠点として整備を計画しているもので、基本計画2010に掲げる計画事業となっている。

(仮称) 子どもプラザは、児童館機能、子ども家庭支援センター機能、子ども発達支援センター機能などの子どもと子育て家庭に関わる各種機能を集約した総合的な子育て支援の拠点を指すものである。

(仮称) 子どもセンター、放課後子どもプラン、(仮称) ティーンズ・センターでは、それぞれの世代に応じたきめ細かな対応が必要であり、その担い手となる職員等の資質の向上は喫緊の課題である。

また、(仮称) 子どもセンターでは対応が困難な子どもへの支援や、全ての子育てに関する相談をワンストップで対応できる拠点があれば、効果的・効率的な対応が可能となる。

こうした、担い手となる人材を育成する機能や全ての子どもと子育て家庭に関わる各種機能を集約した総合的な子育て支援拠点として、整備することが望ましい。

V 今後の進め方

1. 移行に向けた考え方

現在の児童館利用者の中心は小学生である。小学校への放課後子どもプランの導入により、放課後の小学生の居場所が小学校に移ることになるから、現在の児童館を、乳幼児対応を強化する「(仮称) 子どもセンター」や中高生対応を強化する「(仮称) ティーンズ・センター」に移行し、子どもの居場所の再構築を図るという考え方を示した。

つまり、「(仮称) 子どもセンター」や「(仮称) ティーンズ・センター」への移行は、放課後子どもプランの導入と密接に関連するものであることから、放課後子どもプラン

が実施され、児童館を利用する小学生の新たな居場所が確保された児童館から順次、移行していくことが望ましい。

一方で、児童館の配置自体が過密になっている地域や児童館の利用者数の偏在も見られること、複合施設に設置している児童館や施設自体が狭小の児童館などもあることから、地域的な事情や施設面なども考慮して、「(仮称)子どもセンター」や「(仮称)ティーンズ・センター」への移行や配置を検討していく必要がある。

今後、「(仮称)子どもセンター」や「(仮称)ティーンズ・センター」への移行を進めるにあたっては、「北区基本計画 2010」「北区経営改革新5か年プラン」「東京都北区立学校適正配置計画」や今後策定する「北区公共施設再配置方針」など、関係する各種計画との整合を図りつつ、移行スケジュールや具体的な配置について検討する必要がある。

2. 移行に向けたスケジュール

「今後の児童館のあり方に関する基本方針」を受けて、「(仮称)子どもセンター」や「(仮称)ティーンズ・センター」への移行を進めるためには、具体的な配置計画及び事業計画を示す必要がある。

平成 25 年度には、児童館運営委員会や(仮称)東京都北区子ども・子育て会議等において意見を伺い、「(仮称)子どもセンター」や「(仮称)ティーンズ・センター」への移行児童館の選定や区全体から見た適正な配置について検討していく。

平成 26 年度以降には、放課後子どもプランの導入など、児童館を取り巻く周辺環境が整った児童館から順次、「(仮称)子どもセンター」や「(仮称)ティーンズ・センター」に移行していく。

3. 今後の課題

「(仮称)子どもセンター」や「(仮称)ティーンズ・センター」への移行を進めるためには、次に述べるように人材面、施設面、財政面での課題がある。

課題の解決策を様々な角度から検討しつつ、北区を取り巻く厳しい社会経済情勢の中で、実現可能な具体的な配置計画及び事業計画を策定していく必要がある。

(1) 人材面での課題

現在の児童館の利用者の半数以上は小学生であり、それに乳幼児親子が続く。現在も児童館では乳幼児クラブなどを実施していることや、職員の多くは保育士の有資格者であり、保育園勤務を経験した職員も多いことから、乳幼児親子への支援については、専門性や経験を十分に活かすことができる。

一方、中高生に対する支援については、利用者数の割合が約4%と非常に少なく、中高生対応の経験と専門的な知識を有する職員が少ない状況にある。

また、思春期特有の様々な課題を抱えている中高生も多いことから、その対応には専門性が必要となる。職員配置については適材適所の配置に努めるのはもちろん、職員への研修による専門的な知識の習得や中高生の専用施設への派遣研修による実戦経験を積むなど、さらなる資質の向上を図る必要がある。

(2) 施設面での課題

「(仮称) 子どもセンター」に設置する乳幼児親子の専用室については、放課後子どもプランに移行後の児童館内の育成室を利用する予定である。育成室は、畳のスペースと遊び場スペース、給湯設備等を有しており、乳幼児親子の専用室としては理想的な場所である。しかしながら、育成室や畳のある部屋を有していない児童館もあることから、施設改修が必要となる。

また、「ティーンズ・センター」への移行にあたって、中高生専用ルームの設置を予定していることから、施設改修が必要となる。さらに、「(仮称) ティーンズ・センター」への移行に不向きな狭小な児童館も多いことから、既存施設の活用を優先しつつ、学校施設跡地などの遊休施設を活用して設置することも検討していく必要がある。こうした場合には、比較的大規模な施設の改修を伴うことが想定される。

(3) 財政面での課題

施設面での課題でも述べたように、「(仮称) 子どもセンター」や「(仮称) ティーンズ・センター」への移行にあたっては、施設改修を行うなど一定規模の初期投資を必要とする。

また、「(仮称) 子どもセンター」や「(仮称) ティーンズ・センター」の運営経費とこれまで児童館が担ってきた小学生の健全育成機能等を担う「放課後子どもプラン」の運営経費を合わせた経常経費が増大することのないよう留意する必要がある。